

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 19 号

◎学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正について（施行日：令和 7 年 4 月 1 日）

学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条及び第 4 条第 2 項第 2 号の改正規定は令和元年 4 月 1 日から、第 4 条第 2 項第 3 号の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から、第 15 条第 1 項及び第 3 項並びに第 19 条第 1 項の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。なお、第 4 条第 2 項第 3 号の改正に伴い、面接授業会場の指定変更を行う場合は令和 7 年 4 月 1 日から面接授業会場の指定変更を施行する。

令和 7 年 2 月 20 日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
綿貫 泰之

第 2 条第 1 項第 4 号を次のとおり改める。

- (4) 外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 7 号又は第 156 条第 3 号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであつて、当社の指定を受けた学校

同条第 2 項中、「単位制高等学校教育規程（昭和 63 年文部省令第 6 号。以下「単位制高等学校教育規程」という。）第 9 条」を「単位制高等学校教育規程（昭和 63 年文部省令第 6 号）第 9 条」に改める。

同条同項第 4 号を次のとおり改める。

- (4) 前項第 4 号に規定する学校の場合

学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 7 号又は第 156 条第 3 号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定する課程

第 3 条第 3 項を次のとおり改める。

- 3 前条第 1 項第 4 号の学校についての指定学校としての指定は、学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 7 号又は第 156 条第 3 号の規定により文部科学大臣の指定を受け、第 1 項各号の条件を具備し、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。

第4条第2項第2号を次のとおり改める。

- (2) 設立の告示、認可書又は学校教育法施行規則第155条第1項第4号、同条第2項第7号又は第156条第3号の規定による文部科学大臣の指定の告示の写（以下これらを「設立認可書等」という。）

同条同項第3号へを次のとおり改める。

- へ 第2条第1項第1号ただし書の学校が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条に規定する面接指導又は大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第3条若しくは短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第3条に規定する面接授業（以下これらを「面接授業」という。）を在籍校所在地と異なる場所（高等学校の通信制の課程にあつては、高等学校通信教育規程第3条第1項1号に規定する面接指導等実施施設に限る。）（以下、在籍校所在地と異なる場所にあつて面接授業を行う施設を「面接授業会場」という。）で行う場合は、当該面接授業会場名（呼称がある場合）、住所、連絡先及びもより駅に関する事項

第6条を次のとおり改める。

（指定期間の限定）

- 第6条 第2条第1項第1号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程を指定学校として指定する場合並びに第2条第1項第2号から第5号までに規定する指定学校として指定する場合は、期間を限定して行う。

第8条第3項中、「面接授業施設」を「面接授業会場」に改める。

第11条第1項第8号中、「面接授業」を「面接授業会場」に改める。

同条第2項を次のとおり改める。

- 2 前項に掲げる学割証を交付する場合の記入事項の記入方は、次の各号の例によるものとする。以下この章中、通学証明書及び証明書についてもまた同じ。

- (1) 前項第2号に規定する学校種別又は指定番号の記入方は、次の例によるものとする。

（例）

第2条第1項第1号の学校	「高等学校」
同号ただし書に規定する通信による教育を行う学校の通信教育部であつて、学校教育法第54条第3項に規定する広域の通信制の課程	「広高東京1」
同項第2号の学校	「準東京1」

同項第 3 号の学校

「大 阪 2」

同項第 4 号及び第 5 号の学校

「外東京 3」

第 15 条第 1 項第 10 号を次のとおり改める。

(10) 卒業予定年月日

同条第 3 項中、「有効期限欄」を「卒業予定年月日欄」に改める。

同条第 7 項を次のとおり改める。

7 通信による教育を行う学校の学生又は生徒に交付する通学証明書は、面接授業期間又は試験期間に有効なものに限るものとし、通学証明書の通学定期乗車券の有効期間は、面接授業期間又は試験期間の終期以後 1 箇月をこえるものを記入しないものとする。ただし、通信による教育を行う学校のうち、放送大学学園法（平成14年法律第156号）第 4 条の規定により設置された大学の学生に対しては、通学証明書を交付しない。

第 19 条第 1 項第 10 号の次に次を加える。

(11) 卒業予定年月日。ただし、通学定期乗車券購入兼用の証明書に限る。

同条第 4 項を次のとおり改める。

4 第 11 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項並びに第 15 条第 2 項の規定は、証明書の発行方について準用する。

第 22 条第 1 号を次のとおり改める。

(1) 都道府県立又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）立の施設にあつては、設立の告示を示したものであること。

第 24 条第 2 項を次のとおり改める。

2 前項の規定による通知は、第 21 条第 1 号の施設については、当該施設が都道府県立のものであるときは都道府県知事、市町村立又は私立のものであるときは関係都道府県知事（指定都市立のものにあつては、市長）を経由して当該施設の代表者に、同条第 2 号の施設については、法務省矯正局長、同条第 3 号の施設については、法務省保護局長に対して行う。

第 36 条本文を次のとおり改める。

（旅客運賃割引証・通学証明書等の不正発行等に対する取扱い）

第36条 旅客規則第29条及び同第31条の規定による旅客運賃割引証並びに旅客規則第36条の規定による通学証明書又は旅客規則第170条の規定による証明書を、発行者が使用資格者以

外の者若しくは旅客規則第24条の規定により割引乗車券類の発売を停止された者に対して発行したとき又はその他正規に反する取扱いを認めたときは、当社はその学校又は施設に対して次の各号に定める措置を行うことがある。

同条第2号を次のとおり改める。

- (2) 当該学校又は施設が、第5条第1項本文又は第24条第1項の規定により、当社の指定を受けた学校又は施設である場合は、この指定を取り消すことがある。